令和８年守山市議会12月定例月会議提出議案

１　付議件数

専決案件	－　件	その他の案件	３　件
認定案件	－　件	諮問案件	－　件
予算案件	６　件	推薦案件	－　件
条例案件	９　件	提出案件計	21　件
人事案件	３　件	（報告案件）	－　件

提出日　令和８年11月27日

２　議案概要

【議第64号】　令和８年度守山市一般会計補正予算（第５号）

歳入歳出補正額　1,069,019千円　（補正後の額　38,759,687千円）

【議第65号】　令和８年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

歳入歳出補正額　▲3,638千円　（補正後の額　7,027,751千円）

【議第66号】　令和８年度守山市水道事業会計補正予算（第１号）

収益的収入額	767千円	（補正後の額	1,535,203千円）
収益的支出額	▲2,769千円	（補正後の額	1,531,667千円）
資本的収入額	10,600千円	（補正後の額	447,712千円）
資本的支出額	3,310千円	（補正後の額	769,679千円）

【議第67号】　令和８年度守山市下水道事業会計補正予算（第１号）

収益的収入額	522千円	（補正後の額	2,657,919千円）
収益的支出額	2,808千円	（補正後の額	2,655,395千円）
資本的支出額	▲945千円	（補正後の額	1,528,485千円）

【議第68号】　令和８年度守山市介護保険特別会計補正予算（第２号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額　326,127千円　（補正後の額　6,489,451千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額　5,413千円　（補正後の額　23,713千円）

【議第69号】　令和８年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

歳入歳出補正額　6,193千円　（補正後の額　1,558,193千円）

【議第70号】　「つなぐ、守の舎」街道広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　にぎわい創出のため、街道広場の屋外スペースのテラススペース部分の貸出しについて、試験的に運用していたものを本格運用するに当たり、必要な改正を行おうとするもの

(1) 貸館施設に屋外スペース（テラススペース部分）を追加する。

(2) 屋外スペースの貸館時間を午前８時30分から午後７時までとし、街道広場の貸館時間を変更することができる規定を設ける。

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和９年４月１日

(2) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

屋外スペース（テラススペース部分）の使用料を次のように定める。

区分	１回	
	市内事業者	市外事業者
１区画	500円	1,000円

※従前は、２区画分 680 円で使用許可。

※営利目的等に使用する際の金額加算は適用しない。

【議第71号】　守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定に伴う本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、期末手当の支給割合を引き上げようとするもの

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和８年12月期	1.75月分	1.8月分 （＋0.05月分）
	令和９年以降の６月期		1.775月分 （＋0.025月分）
	令和９年以降の12月期		

（施行期日等）

(1) 施行期日

ア　令和８年12月期分　公布の日から施行し、令和８年12月１日から適用する。

イ　令和９年以降分　　令和９年４月１日から施行する。

(2) 給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

【議第72号】　守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

（改正概要）　人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定等に伴い、これに準じて本市の一般職および教育公務員の給与改定を行うこと、ならびに本市の給与制度の見直しに伴い、職務に応じた給与の取扱いおよび退職手当制度について必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部改正

ア　民間給与との均衡を図るため、給料月額を引き上げる。

イ　期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる。

一般職の職員および教育公務員（再任用職員を除く。）

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和８年12月期	1.2625月分	1.2875月分 （＋0.025月分）
	令和９年以降の６月期		1.275月分 （＋0.0125月分）
	令和９年以降の12月期		
勤勉手当	令和８年12月期	1.0625月分	1.0875月分 （＋0.025月分）
	令和９年以降の６月期		1.075月分 （＋0.0125月分）
	令和９年以降の12月期		

再任用職員

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和８年12月期	0.7125月分	0.7375月分 （＋0.025月分）
	令和９年以降の６月期		0.725月分 （＋0.0125月分）
	令和９年以降の12月期		
勤勉手当	令和８年12月期	0.5125月分	0.5375月分 （＋0.025月分）
	令和９年以降の６月期		0.525月分 （＋0.0125月分）
	令和９年以降の12月期		

(2) 守山市教育公務員の給与に関する条例の一部改正

教育公務員の給料月額に加える加算額を引き上げる。

職務の級	改正前	改正後
３級	11,500 円	15,600円
４級	4,000 円	8,100 円

(3) 守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する

条例の一部改正

行政職給料表の級別標準職務表の職務整理

職務の級	改正前	改正後
２級	高度の知識または経験に基づき困難な業務を行う主事、技師、保健師、栄養士または歯科衛生士の職務	主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士または主任歯科衛生士の職務
３級	(1)係長の職務 (2)主査の職務 (3)主任、主任保健師、主任栄養士または主任歯科衛生士の職務	主査の職務
４級	高度の知識または経験に基づき困難な業務を行う係長の職務	係長の職務

教育公務員給料表の級別標準職務表の職務整理

職務の級	改正前	改正後
１級	助教諭の職務	講師の職務

(4) 守山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

建築主事の業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当を新設し、その額を月額10,000円とする。

(5) 守山市職員退職手当支給条例の一部改正

ア　在職期間の通算の取扱いを、任命権者の要請に応じて異動する場合に限定する。

イ　フルタイム会計年度任用職員を退職し、一般職員に採用された場合または一般職員を退職し、フルタイム会計年度任用職員に採用された場合であっても、退職前後の在職期間を通算せず、退職時に退職手当を支給する。

（施行期日等）

(1) 施行期日

ア　給料月額　公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

イ　期末手当・勤勉手当

(ｱ) 令和８年12月期分　公布の日から施行し、令和８年12月１日から適用する。

(ｲ) 令和９年以降分　令和９年４月１日から施行する。

ウ　教育公務員の給料に加える加算額　令和９年１月１日から施行する。

エ　級別標準職務表、特殊勤務手当および在職期間の通算　令和９年４月１日から施行する。

(2) 給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(3) 職務の級の切替えに伴う経過措置

切替え後の給料月額が切替え前の給料月額に達しない場合は、令和10年３月31日までその差額を給料として支給する。

(4) 退職手当に関する経過措置

令和９年３月31日以前から引き続き在職する職員（フルタイム会計年度任用職員を除く。）の国等の在職期間の通算は、従前の例による。

【議第73号】　地方公務員法第22条の２第１項第１号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の２第１項第２号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　人事院勧告に伴う国家公務員の給与改正に準じ、本市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、本市の会計年度任用職員の報酬等を改定すること、ならびに任用区分の変更に対応した手当の算定方法の見直しについて、必要な改正を行おうとするもの

(1) 一般職の給料表の改定に準じ、給料月額を引き上げる。

(2) 期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる。

<table>
<tr><th>区分</th><th>支給時期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td rowspan="3">期末手当</td><td>令和８年12月期</td><td rowspan="3">1.2625月分</td><td>1.2875月分
（＋0.025月分）</td></tr>
<tr><td>令和９年以降の６月期</td><td rowspan="2">1.275月分
（＋0.0125月分）</td></tr>
<tr><td>令和９年以降の12月期</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤勉手当</td><td>令和８年12月期</td><td rowspan="3">1.0625月分</td><td>1.0875月分
（＋0.025月分）</td></tr>
<tr><td>令和９年以降の６月期</td><td rowspan="2">1.075月分
（＋0.0125月分）</td></tr>
<tr><td>令和９年以降の12月期</td></tr>
</table>

(3) 期末手当および勤勉手当の算定基礎額を、基準日現在の給料等または報酬の月額を基礎とする方法から、基準日以前６箇月以内の在職期間に係る給料等または報酬の月額を基礎として、当該在職期間における１箇月当たりの平均額により算定する方法に改める。

（施行期日等）

(1) 施行期日

ア　給料月額　公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

イ　期末手当・勤勉手当

(ｱ) 令和８年12月期分　公布の日から施行し、令和８年12月１日から適用する。

(ｲ) 令和９年以降分　　令和９年４月１日から施行する。

(ｳ) 算定基礎額の平均化　令和９年６月２日から施行する。

(2) 報酬等の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規定による報酬等の内払とみなす。

【議第74号】　守山市地域子育て支援拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる場を提供することで子育ての不安の軽減や子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市の子育て支援事業を通した地域交流を推進する「地域子育て支援拠点施設」について、北部拠点を新たに設置することに伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 名称および位置

ア　名称　守山市北部地域子育て支援拠点施設

イ　位置　守山市水保町2399番地の１（速野幼稚園内）

(2) 開館時間

午前９時から午後４時まで

(3) 休館日

土曜日、日曜日および休日ならびに12月29日から翌年１月３日まで

(4) 利用者の範囲

未就学の子ども、市内在住・在勤の保護者、市内で活動する子育てサークル、子育てボランティア等

(5) 使用の許可、不許可等

拠点施設の使用の許可、不許可、取消し等使用に関する条件を規定

(6) 当該施設を直営管理するに当たり必要な改正

(7) その他字句修正

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和９年４月１日

(2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部改正

別表中「守山市地域子育て支援拠点施設」を「地域子育て支援拠点施設」に改める。

【議第75号】　守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　受益と負担の公平性を確保するため手数料を見直すとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 手数料関係

（現行）

し尿	18リットルにつき　237円

（改正後）

家庭系し尿	18リットルにつき　242円
事業系し尿	18リットルにつき　352円

※別表備考にし尿手数料の区分の定義を追加

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う引用条項ずれの整備

（施行期日）　上記(1) 令和９年４月１日

上記(2) 公布の日

【議第76号】　守山市道路占用料条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　令和８年度に国の道路占用料が改定されたことに伴い、それに準じて本市における道路占用料を改定するため、必要な改正を行おうとするもの

（以下、主要な改定単価を一部抜粋）

	第２種電柱	第１種電話柱	水管・下水道管・ガス管・電気管・電気通信管その他これらに類する物件（外径0.07ｍ以上0.1ｍ未満）
現行単価	1,200円（本／年）	710円（本／年）	43円　（ｍ／年）
改定単価	1,400円（本／年）	840円（本／年）	50円　（ｍ／年）
差額（増額）	200円（本／年）	130円（本／年）	７円　（ｍ／年）

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和９年４月１日

(2) 経過措置

この条例の施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前

の例による。

【議第77号】　守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、木浜町地区地区計画を変更し、計画区域および地区整備計画区域を拡大することに併せて、同地区整備計画で定めている建築物に関する制限のうち、空家を活用した地域再生のための用途変更を可能とするために必要な改正を行おうとするもの

（施行期日）　令和８年12月18日

【議第78号】　守山市景観条例の一部を改正する条例案

（改正概要）　景観法の一部改正に伴い、引用条項ずれが生じたため、必要な改正を行おうとするもの

（施行期日）　公布の日

【議第79号】　守山市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の選任について、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき同意を求めるもの

太田幸子（横江町在住）（再任　４期目）

任期　令和９年２月４日から（４年間）

【議第80号】　守山市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の選任について、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき同意を求めるもの

馬場春造（守山六丁目在住）（再任　４期目）

任期　令和９年２月４日から（４年間）

【議第81号】　守山市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の選任について、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき同意を求めるもの

竹村隆夫（伊勢町在住）（新任）

任期　令和９年２月４日から（４年間）

【議第82号】　指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第

６項の規定に基づき議決を求めるもの

(1) 施設の名称　守山市駅前総合案内所
　　守山市守山駅前コミュニティホール

(2) 指定管理者候補者　守山商工会議所
　　会頭　大　崎　裕　士

(3) 指定期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（５年間）

【議第83号】　指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議決を求めるもの

(1) 施設の名称　もりやま芦刈園

(2) 指定管理者候補者　公益社団法人守山市シルバー人材センター
　　理事長　小　島　秀　晃

(3) 指定期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（５年間）

【議第84号】　市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法の規定に基づき、次の市道の路線の認定および廃止を行おうとするもの

(1) 路線の認定　　11路線

(2) 路線の廃止　　４路線